

静岡県告示第554号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月11日

静岡県知事 川勝平太

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中

「浜松磐田信用金庫きらりタウン支店」を 「浜松磐田信用金庫きらりタウン支店
浜松磐田信用金庫菊川支店」 に改める。

2の(3)のエの表遠州信用金庫積志支店の項所在地の欄中「有玉北町784番地の1」を「半田山5丁目2番15号」に改め、同表浜松磐田信用金庫きらりタウン支店の項の次に次の項を加える。

浜松磐田信用金庫菊川支店	掛川市中央2丁目19番地の11（掛川支店内）		
--------------	------------------------	--	--

附 則

この告示は、令和3年6月14日から施行する。ただし、遠州信用金庫積志支店に係る改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和3年6月7日から適用する。